旭川市除雪機械等運転免許取得支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この補助金は、土木部が発注する除雪に関する業務(以下「除雪関係業務」という。) を受託しようとする事業者が行う雇用者の除雪機械等の運転免許の取得及び技能講習の修了を 支援する事業(以下「運転免許取得支援事業」という。)に要する経費の一部を補助すること により、市の除雪事業に携わる人材を育成し、もって安定した除排雪体制を確保し、市民が快適に暮らせる環境の充実を図ることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 運転免許 道路交通法 (昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。) 第84条 第3項に規定する大型自動車免許又は大型特殊自動車免許をいう。
 - (2) 技能講習 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。)別表第 18の31に規定する車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習をいう。
 - (3) 運転免許取得者 運転免許取得支援事業を行う事業者(以下「補助事業者」という。)と 期間の定めのない労働契約を締結している者で、運転免許の取得若しくは技能講習の修了又 はその両方を取得及び修了しようとするものをいう。

(補助事業者)

- 第3条 補助事業者は、除雪関係業務を受託しようとする者で、次の各号のいずれにも該当する ものとする。
 - (1) 次の各号のいずれかに該当する者
 - ア 補助金の交付を申請しようとする年度(以下「申請年度」という。)における旭川市建 設工事等競争入札参加資格又は旭川市物品購入等競争入札参加資格を有する者
 - イ ア以外の者にあっては、市税の滞納がない者
 - (2) 次の各号のいずれかに該当する者(大型自動車免許の取得を支援する事業について補助金の交付を受けようとする場合においては、除雪関係業務のうち排雪業務を受託した者に限る。)
 - ア 申請年度又は申請年度の前年度に除雪関係業務を受託した者(共同企業体である場合は、 その代表者又は構成員である者)

- イ 申請年度又は申請年度の前年度にアに掲げる者と契約を締結することにより除雪関係業 務の一部を受託した者
- ウ ア及びイに掲げる者が法人である場合において、当該法人について合併又は分割があったときにおける合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により受 託者としての権利義務を承継した法人
- (3) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 役員等(補助事業者が個人である場合にはその者を、補助事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められる者
 - イ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - カ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がアから才までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者
 - キ アから才までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、市が行った当該契約の解除の求めに従わなかった者

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、運転免許取得支援事業に要する経費のうち、道交法第98条第2項 の規定による届出をした自動車教習所が行う教習(以下「教習」という。)に要する費用及 び安衛法第77条第3項の規定による登録教習機関が行う技能講習の受講(以下「受講」と いう。) に要する費用又は教習及び受講に要する費用として運転免許取得者に支給する給付金の支給に要する費用とする。

(補助金の算定方法)

- 第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費(以下「補助対象経費」という。)の2 分の1以内とし、運転免許取得者1人当たり6万円(大型自動車免許を取得する場合において は、運転免許取得者1人当たり10万円、技能講習を修了する場合においては、運転免許取得 者1人当たり2万円)を限度に予算の範囲内で交付する。ただし、運転免許取得者ごとに算出 した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 申請年度において、この補助金に係る運転免許取得者について運転免許の取得及び技能講習の修了を支給要件とする国の補助金等の交付を受けた場合は、当該国の補助金等の額を補助対象経費から控除して補助金の額を算定するものとする。

(補助金の交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者(以下「申請者」という。)は、教習及び 受講の申込み前に旭川市除雪機械等運転免許取得支援事業補助金交付申請書(様式第1号) に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 補助金交付申請額算出調書(様式第2号)
 - (2) 補助事業者と運転免許取得者が期間の定めのない労働契約を締結していることが分かる 書類
 - (3) 運転免許証の写しなど運転免許の種類、条件等及び氏名が分かるもの
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定通知等)

- 第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとし、その結果交付を決定したときは、速やかに補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る決定の内容 に不服があるときは、速やかに補助金交付申請取下書(様式第5号)を提出することにより、 補助金の交付申請を取り下げることができる。 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はその 効力を失う。

(状況報告等)

- 第9条 市長は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に 対し、当該補助事業の遂行に関して報告を求め、又は実地調査をするものとする。
- 2 市長は、前項の規定による報告等に基づき、補助事業が補助金の交付決定の内容に従って 遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対して交付決定の内容に従って遂行するよ う指示するものとする。

(補助事業内容の変更等)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助事業の内容を変更し、又は廃止 しようとするときは、遅滞なく補助事業変更(廃止)承認申請書(様式第6号)を市長に提出 し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更で市長が認めるものについては、この 限りでない。

(変更等承認の通知)

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査して承認の可否を 決定するものとし、その結果適当と認めたときは、補助事業変更(廃止)承認通知書(様式第 7号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は前条の規定による補助事業の廃止の承認を受けたときは、速やかに旭川市除雪機械等運転免許取得支援事業補助金実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。ただし、補助事業の廃止により補助対象経費が発生しない場合は、この限りでない。
 - (1) 補助金精算額算出調書(様式第9号)
 - (2) 運転免許取得者が運転免許を取得した場合は、取得した運転免許証の写しなど運転免許を取得した日、種類及び氏名が分かるもの
 - (3) 運転免許取得者が技能講習を修了した場合は、技能講習修了証の写し(技能講習を修了した日及び氏名が分かる部分)
 - (4) 運転免許を取得するための教習及び技能講習を修了するための受講に要した費用に係る 領収書(大型自動車免許、大型特殊自動車免許及び技能講習のうち、2以上を併せて取得 又は修了する場合においては、それぞれの取得又は修了に要した費用を確認できるも

の。)

- (5) 第5条第2項に該当する場合は、決定通知書その他補助金等の額が分かる書類の写し (是正のための措置)
- 第13条 市長は、前条の規定による報告があった場合で、その内容が補助金の交付決定の内容に適合しないと認めるときは、補助事業者に対してこれに適合させるための措置を講ずるように指示するものとする。

(補助金額の確定)

第14条 市長は、第12条の規定による報告があったときは、その内容を審査して交付すべき補助金の額を確定し、その額を補助金額確定通知書(様式第10号)により補助事業者に通知するものとする。

(交付の時期)

第15条 市長は、前条の通知日を申請者からの請求日とみなし、30日以内に補助金を交付 するものとする。

(運転免許取得者の状況報告)

- 第16条 前条の規定に基づく補助金の交付を受けた補助事業者は、申請年度の翌年度末までに雇用状況報告書(様式第11号)に次に掲げる書類を添えて、運転免許取得者に係る運転免許又は技能講習修了証の交付日から起算して1年を経過した日における運転免許取得者の雇用状況を市長に報告するものとする。
 - (1) 運転免許取得者雇用状況調書(様式第12号)
 - (2) 賃金台帳の写しその他運転免許取得者の雇用が継続していることを確認できる書類 (交付決定の取消し)
- 第17条 市長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助金の交付決定の内容 又はこの要綱若しくはこの要綱に基づく市長の指示に違反し、又は従わないとき、若しくは 虚偽その他不正な行為があったときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものと する。
- 2 前項の規定は、交付すべき補助金の額を確定した後においても適用するものとする。
- 3 市長は、前2項の規定による取消しをしたときは、その旨を書面により補助事業者に通知 するものとする。

(事情変更による交付決定の取消し等)

第18条 市長は、補助金の交付決定後において、補助事業者の責めに帰すべき事情による場

合を除き、天災その他特別な事情により運転免許取得者が運転免許を取得若しくは技能講習 を修了することができなくなったとき、又はその必要がなくなったときは、補助金の交付決 定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該決定の内容を変更することができるものとする。 (補助金の返還)

- 第19条 市長は補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該決定の内容を変更した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、 補助事業者に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。
- 2 市長は交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付 されているときは、補助事業者に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。 (理由の提示)
- 第20条 市長は、第9条第2項若しくは第13条の規定による指示をするとき、又は第17条 第1項若しくは第2項若しくは第18条の規定による取消しをするときは、補助事業者に対し てその理由を示すものとする。

(関係書類の整備)

第21条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類等を整備し、 当該補助事業の完了期日の属する年度の翌年度の初日から5年間は保存しなければならないも のとする。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(令和元年旭土事第73号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年6月3日から施行する。

附 則(令和3年旭雪対第9号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月26日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の旭川市除雪機械等運転免許取得支援事業補助金交付要綱の規定は、 令和3年4月1日以後の補助金の交付に係る申請について適用し、同日前の補助金の交付に 係る申請については、なお従前の例による。

附 則(令和5年旭雪対第11号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月12日から施行する。

附 則(令和7年旭雪対第1号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月7日から施行する。